

Press Release

(行事・催し物)

件 名	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金について	
実 施 日	1月28日(金) ～ 9月30日(金)	
タイムスケ ジュール(詳細に 記載願います)	日 時	内 容
	1月28日(金) 時 分～ 時 分	・確認書郵送 ・受付開始
	2月17日(木) 時 分～ 時 分	・給付金振込(初回)
	月 日() 時 分～ 時 分	
	月 日() 時 分～ 時 分	
場 所		
主 (共) 催		
開 催 の 趣 旨	新型コロナウイルス感染症の影響により、様々な困難に直面した世帯に対し、生活・暮らしの支援を行う観点から、住民税非課税世帯等に、1世帯あたり10万円の給付金を支給します。	
内 容	別紙1及び「給付金チラシ」のとおり	
参 加 対 象		
参 加 人 数		
備 考		
担 当 課	美唄市臨時特別給付金推進室 担当 佐藤 剛司 所管課:地域福祉課 電話 0126-62-3148(直通) (臨時特別給付金推進室 電話 0126-35-1316(直通))	

住民税非課税世帯等に対する 臨時特別給付金（10万円/1世帯）のご案内

受給には手続きが必要です

- 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金（1世帯あたり10万円）は、住民税均等割非課税世帯や令和3年1月以降に新型コロナウイルス感染症の影響で家計急変のあった世帯を支援する新たな給付金です。
- 給付金を受給するためには、**手続きが必要**です。

給付金の支給額

1世帯あたり10万円

給付金の支給時期

美唄市が確認書(または申請書)を受理した日から2週間後が目安です。

支給対象と申請の有無

支給対象となる世帯（いずれかにあてはまる世帯）

世帯全員の令和3年度
「住民税均等割が非課税」
の世帯

令和3年1月以降の収入が
減少し **「住民税非課税相当」**
の収入となった世帯(家計急変世帯)



美唄市から確認書が届きます（要返送）
※一部申請が必要な場合があります

令和3年12月10日時点で住民登録のある市町村から確認書が郵送されます。

詳しくは裏面「1」へ

申請が必要です 

申請期間：令和4年1月28日（金）
～令和4年9月30日（金）

申請時点で美唄市に住民登録のある方は美唄市へ申請してください。
【申請書配布先】美唄市臨時特別給付金推進室

詳しくは裏面「2」へ

給付金の受給手続き

1 令和3年度住民税（均等割）が非課税の世帯

- 対象となる世帯には、美唄市から、給付内容や確認事項が書かれた確認書が郵送で届きます。
- 確認書記載内容を確認して、美唄市に**返送してください**。

【確認事項】

- ①記載された給付金振り込み口座番号に誤りがないか
- ②住民税が課税されている方の扶養親族のみの世帯ではないこと



2 新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少し、世帯全員が住民税非課税相当※となった世帯(家計急変世帯)

※ 住民税非課税相当とは、世帯員全員のそれぞれの年収見込額（令和3年1月以降の任意の1か月収入×12倍）が市民税均等割非課税水準以下であることを指します。

ご不明な点がございましたら美唄市臨時特別給付金推進室までお問合せください。

- 家計急変世帯の場合、給付金を受け取るには、**申請が必要**です。
（申請書は美唄市臨時特別給付金推進室で配布のほか、市ホームページからダウンロードできます）
- 申請書に必要事項を記入して、添付書類とともに美唄市臨時特別給付金推進室の窓口へ、直接または郵送でご提出ください。

！ 新型コロナウイルス感染症の影響ではない収入減少により給付を申請した場合、不正受給（詐欺罪）に問われる場合があります。



住民税非課税世帯等に対する臨時特例給付金の「**振り込め詐欺**」や「**個人情報の詐取**」にご注意ください！



自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署か警察相談専用電話（#9110）にご連絡ください。

お問い合わせ

内閣府住民税非課税世帯等に対する
臨時特別給付金コールセンター



0120-526-145

受付時間 9:00～20:00

美唄市臨時特別給付金推進室【市役所2階】

「住民税非課税世帯等に対する
臨時特別給付金(家計急変世帯含む)」窓口

0126-35-1316 (直通)

受付時間 平日9:00～17:00

（所管課は
地域福祉課）